

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003cbr>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年5月1日から施行する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)		処置料等	(略)	
	PFC-FD（血小板由来因子濃縮物（凍結乾燥）療法 血液採取時 血小板由来因子濃縮物（凍結乾燥）注入時	22,000 154,000		PFC-FD（血小板由来因子濃縮物（凍結乾燥）療法 血液採取時 血小板由来因子濃縮物（凍結乾燥）注入時	22,000 154,000
	<u>アレックスビー筋注用1V（新設）</u>	<u>23,320（新設）</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

**【改正理由】**

呼吸器内科で使用予定の薬剤「アレックスビー筋注用」について、現在、保険収載されておらず、自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。